

正義における美の秩序

— トマス・アクィナスにおける正義の美的可能性について —

佐々木 亘, 佐々木恵子

The Order of Beauty in Justice

— On the Aesthetic Character of Justice in Thomas Aquinas —

Wataru Sasaki* and Keiko Sasaki**

トマス・アクィナスは、美の条件として「充全性」ないし「完全性」、「然るべき対比性」ないし「調和」、「明るさ」を示している。美と正義について、トマスは明確に言及していないように思われる。しかし、正義における「均等性」には「然るべき対比性」が認められ、「法的正義」のうち共同善への完全性への秩序づけを有する。そして、法的正義も、人間を他者の善へと秩序づける徳としての「特殊的正義」も、他の倫理的徳よりも優れた位置にある。特に法的正義は「倫理的徳の中でより光輝あるもの」として捉えられている。したがって、「然るべき対比性」だけでなく、「完全性」と「明るさ」という美の条件を徳としての正義のなかに見出すことができよう。正義における美の秩序は、何よりも「ペルソナにおける秩序」として位置づけられ、そこに正義の美的可能性が認められるのである。

Key words: [美の条件] [他者への関係づけ] [法的正義] [特殊的正義]
[共同体と正義]

(Received September 18, 2007)

序

トマス・アクィナスによると、「美 (pulchritudo)」には三つのことが要求されており、それは、「充全性 (integritas)」ないし「完全性 (perfectio)」、「然るべき対比性 (debita proportio)」ないし「調和 (consonantia)」、そして「明るさ (claritas)」である⁽¹⁾。

何かが美であるためには、そこに「完全性」、「然るべき対比性」、そして「明るさ」が認められなければならない。逆に、これらの要素が満たされている場合、その事物は「美しいもの」として位置づけられると考えられる。すなわち、これらの要素は、何かを「美」たらしめるところの「条件」に他ならない。

トマスは、「草木」⁽²⁾、「硝子」⁽³⁾、など可視的な具体的な諸事物を、しばしば美しいものと

* 鹿児島純心女子短期大学生生活学科生活学専攻現代ビジネスコース (〒890-8525 鹿児島市唐湊4丁目22番1号)

** 元関雪記念財団橋本関雪記念館学芸員 (〒890-0086 鹿児島市日之出町5番55-7号)

して取り上げる一方、「誠実さ」⁽⁴⁾など不可視的で観念的なものにも美を見出している。美は、究極的には「御子の固有性への類似性」との関連で語られるにしても⁽⁵⁾、トマスは美の対象を広範囲に考えていると言えよう。

さて、ここで問題にしたいのは、「美」と「徳 (virtus)」の関係である。たしかに、トマスは、「美はいかなる徳にも適合されるが、しかし、より優れた仕方では節制 (temperantia) に帰せられる」と言っており⁽⁶⁾、また、次のようにも言っている。

倫理的徳においては分有的な仕方では美が見出されるが、それはすなわち、理性の秩序を分有する限りにおいてである。そして、特に、理性の光を最高度にくもらせる欲情をさまたげるところの、節制において見出される⁽⁷⁾。

このように、すべての徳のうちに「美」を認めることができる。しかるに、特に「節制」の場合、徳としての完全性に加え、「理性の光を最高度にくもらせる欲情をさまたげる」という点に、特別な仕方では「然るべき対比性」と「明るさ」が認められ、美はより優れた仕方では節制に帰せられることになる。

しかるに、トマスは、「正義 (iustitia)」について論じている『神学大全』第二-二部第五八問題の第一〇項主文で、正義の「中庸 (medium)」について、次のように言っている。

正義の対象領域は、活動そのものか、あるいはその使用するところの事物が、他のペルソナに対して「然るべき対比性」を有する限りにおける、外的な活動である。そしてそれゆえ、正義の「中庸」は、外的な事物が外的なペルソナに対する何らかの対比性に関する均等性において成立している。しかるに、『形而上学』第一〇巻で言われているように、「均等的」であるのは、実在的な仕方では、より大なるものとより小なるものとの中庸である。それゆえ、正義は事物の中庸を有している⁽⁸⁾。

ここでは、正義の対象領域を、「活動そのものか、あるいはその使用するところの事物が、他のペルソナに対して然るべき対比性を有する限りにおける、外的な活動」と位置づけている。この限りにおいて、正義という徳には「然るべき対比性」が特別な仕方では見出され、その結果、正義のうちに「美」の特質を認めることが可能であるように思われる。

残念ながら、美を正義との関係から位置づけている箇所は、少なくとも『神学大全』においては見出せない。しかし、正義が特別な徳であるならば、その正義のうちに、美としての性格を認めることは可能であるように思われる。

本稿では、正義という徳の分析を通じて、正義の美的可能性について探っていきたい⁽⁹⁾。

I. 権利と正義

では、そもそも、正義において、「他のペルソナ」である「他者 (alter)」はどのように位置づけられているのであろうか。トマスは、『神学大全』第二-二部の第五七問題から第一二二

問題にかけて、「正義」について論じているが、最初の第五七問題では「権利 (ius)」について扱っており、その第一項の本文で次のように言っている。

他の徳の中で、人間を「他者」に関することがらにおいて秩序づけるということが、「正義」に固有である。じっさい、正義は、その名自身が証示しているように、何らかの「均等性 (aequalitas)」を意味しており、普通、「均等化される (adaequari)」ことが「正しくされる (iustari)」ことであると言われる。しかるに、「均等性」は他者に係わる。これに対して、他の徳は人間を、自己自身に即して自らに適合することがらにおいてのみ、完成させる。したがって、それへと徳の意図が固有な対象として向かうところの、他の徳の営みにおける「直しさ (rectum)」は、能動者への関係づけによってのみ受け取られる。これに対して、正義の営みにおける直しさは、能動者への関係づけの他にまた、他者への関係づけによって構成される。(中略)したがって、他の徳とは異なり、正義には特別な仕方「直しさ (iustum)」と呼ばれる自体的な対象が確定されている。そして、これはすなわち「権利」である。それゆえ、権利が正義の対象であることは明らかである⁴⁰⁾。

「徳のはたらきは、理性に即するというこゝに基づいて、人間の本性に適合している」⁴¹⁾のであり、徳とは、かかる意味での善い習慣である。しかるに、その場合の「本性」とは、行為の主体としての自己自身の本性であり、他者の本性に関しては第一義的に関係づけられていない。その限りにおいて、正義以外の徳は、「自己自身に即して自らに適合することがらにおいてのみ、完成させる」のであり、その正当性は行為者との関連によってのみ捉えられる。

これに対して、正義も徳の一種であるが、その固有性は、他者との関連において、人間を正しく行為するように秩序づける点である。しかるに、その関連は、少なくとも「自己」と「他者」という、二つの「項」によって成立する。正義は、かかる項における「均等性」に係わり、他者に対して均等的であるよう、人間を秩序づける徳である。

さらに、均等化せしめるためには、少なくとも「自己」と「他者」という二つの「項」を「等しく」するように、動かし動かされなければならない。能動と受動の関係に基づく人間的行為の動的構造⁴²⁾のもとに、かかる「均等化」というのはたらきにおいて、人間は、正義によって、他者へと現実的な仕方「秩序づけられる」。

したがって、正義という徳は、人間を、単に正しい行為へと導くだけでなく、他者に対して「正しい者」であるように秩序づける。しかるに、正義の対象としての「直しさ」は、「他者への均等性における直しさ」であり、それは「権利」として位置づけられる。「権利」や「直しさ」は、他者への均等性に基づくという点で、正義の固有な対象となる。

それゆえ、この「正義」という習慣において、人間は新たな倫理的局面を迎えることになる。正義は、自然法の秩序に即して、「他者に対して正しい行為を命じる」徳であり、その特徴は「対他性」にある。正義は、他者との関係を前提にしており、均等性に基づいて、権利を帰せようとする徳に他ならない。

かかる「均等性」という点に、「然るべき対比性」が何より認められるであろう。そして、「他者への均等性における直しさ」という点に、正義の美的可能性が存しているように思われる。

じっさい、美としての秩序は、均等性に基づいて、権利を帰せようとする徳である正義のうちに認められるであろう。

Ⅱ. 法的正義と徳

では、正義とはそもそもいかなる徳なのであろうか。すなわち、正義は徳において、どのように位置づけられているのであろうか。トマスは、『神学大全』第二―二部第五八問題第五項で、「正義は一般的な徳であるか」を論じており、その主文で、次のように言っている。

何らかの「共同体 (communitas)」のもとに含まれる者はすべて、全体に対する部分として、その共同体に関係づけられることは明らかである。じっさい、部分とは全体に属するところのものであり、それゆえ、部分のいかなる善も、全体の善へと秩序づけられ得るものである。したがって、このことに基づいて、いかなる「徳」の善も、或る人間を自分自身へと秩序づけるとしても、自らを他の何らかの個別的な「ペルソナ」へと秩序づけるとしても、それへと正義が秩序づけるところの「共同善 (bonum commune)」にまで関連づけられ得る。そして、このことに即して、人間を共同善へと秩序づける限り、すべての徳のはたらきは正義に属することができる。この限りにおいて、正義は「一般的な徳 (virtus generalis)」と言われる。また、先に述べたように、共同善へと秩序づけることが「法」に属していることから、先に言われた仕方でも「一般的」であるところの、この正義は、「法的正義 (iustitia legalis)」と呼ばれる。なぜなら、この正義を通じて人間は、すべての徳のはたらきを共同善へと秩序づけるところの「法」に、一致するからである¹³⁾。

何らかの共同体のもとにあるということは、その共同体に対して、全体に対する部分として関係づけられる。そして、「部分が全体に属する」ということは、「善」に即して捉えられる。すなわち、「部分のいかなる善も、全体の善へと秩序づけられ得る」わけである。しかるに、「徳の善」とは、その徳を有する個々人のうちに認められるが、その人間もまた共同体の部分であることから、その徳の善が自分自身へと秩序づける場合でも、他の人間へと秩序づける場合でも、「全体の善」としての「共同善」にまで関連づけることができる。

さらに、徳の中で、「人間を共同善へと秩序づける」ものが「正義」である。したがって、「共同善への秩序づけ」という観点から、徳のはたらきはすべて、正義に属するものとみなすことが可能となる。このように捉えられる正義は、そこにおいてすべての徳のはたらきが属しているという意味で、「一般的な徳」と呼ばれる。しかるに、共同善へと秩序づけることが「法」に属していることから、正義による共同善への秩序づけは、何より法に適合するものとなる。したがって、「一般的な徳」と呼ばれるところの正義は、「法的正義」と言われるわけである。

「正義」は「人間を共同善へと秩序づける」徳である。すなわち、正義は「部分のいかなる善も、全体の善へと秩序づけられ得る」という可能性を現実化せしめる「特別な秩序づけ」である。このように、「正義」を通じて、「部分である個の運動」は「共同善への運動」へと秩序づけられる。

ところで、その「いかなる善も、全体の善へと秩序づけられ得る」ということから、「部分」は「不完全なもの」として、逆に「全体」はかかる秩序づけに即して「完全なもの」として、それぞれ位置づけられる。そして、この場合の「完全性」とは、本来的には「共同善への秩序づけ」に即して捉えられる。それゆえ、この「完全性」とは、「善に関する完全性」であり、「共同善に即した完全性」を示している。そして、より完全な善を目的とするという仕方では、部分は全体へと秩序づけられることになる。

したがって、かかる「法的正義」のうちに、共同善という完全性への秩序づけに即して、美の条件である「完全性」を認めることができよう。そして、その完全性は、「すべての徳のはたらきは正義に属することができる」というほどの、豊かな内容を有しているのである。

Ⅲ. 法的正義と特殊的正義

「人間を他者に関することがらにおいて秩序づけるということが、正義に固有」であり、「正義の営みにおける直しさは、能動者への関係づけの他にまた、他者への関係づけによって構成される」。正義とは、他者との関係において人間を善へと秩序づける徳であり、「正義の中庸は、外的な事物が外的なペルソナに対する何らかの対比性に関する均等性において成立している」。

したがって、正義の共同善への秩序づけは、かかる均等性に即して、「中庸」という仕方では現実化されると考えられる。しかるに、「人間を共同善へと秩序づける限り、すべての徳のはたらきは正義に属することができる」、「この限りにおいて、正義は一般的な徳と言われる」が、「共同善へと秩序づけることが法に属していることから、先に言われた仕方では一般であるところの、この正義は、法的正義と呼ばれる」。この限りにおいて、正義と法とは、不可分な仕方では結びつけられ、共同善への秩序づけに即して、すべての徳は正義に属することになる。

では、正義はすべて、一般的な徳としての「法的正義」に還元されるのであろうか。トマスは、『神学大全』第二-二部第五八問題の第七項で、「特殊的正義 (iustitia particularis)」の存在について論じており、その主文で次のように言っている。

法的正義は本質的な仕方ですべての徳なのではなく、人間を「直接的に (immediate)」共同善へと秩序づけるところの、法的正義以外に、「特殊的な善」に関して人間を直接的に秩序づける他の徳がなければならない。しかるに、このことは、「自分自身に係わること」でも、「他の個々のペルソナに係わること」でもあり得る。それゆえ、法的正義の他に、「節制」や「剛毅 (fortitudo)」のような、人間を自分自身へと秩序づける或る「特殊的な徳」がなければならないように、また、法的正義以外に、他の個々のペルソナへと係わるものに関して人間を秩序づける、何らかの「特殊的正義」がなければならない¹⁴⁾。

人間を共同善へと直接的に秩序づける限りにおいて、「すべての徳のはたらきは正義に属する」のであり、法的正義は「一般的な徳」として位置づけられる。たしかに、「何らかの共同体のもとに含まれる者はすべて、全体に対する部分として、その共同体に関係づけられ」、「いかなる徳の善も、或る人間を自分自身へと秩序づけるとしても、自らを他の何らかの個別的な

ペルソナへと秩序づけるとしても、それへと正義が秩序づけるところの共同善にまで関連づけられ得る」。したがって、部分の全体に対する秩序づけという観点から捉えられる限り、すべての徳は法的正義へと還元されることができる。

これに対し、かかる観点から離れて、人間を共同善ではなく、何らかの個別的な善へと直接的な仕方でも秩序づける場合、そこでは、徳は「固有な種において考えられる」。すなわち、徳の中には、人間を直接的に特殊な善へと秩序づけるものがあり、さらにそれは、「自分自身に属する特殊な善」に係わる徳と、「他の個別的なペルソナに属する善」に係わる徳に分けられる。そして、後者の徳が、「法的正義」から区別されて、「特殊な正義」として位置づけられるわけである。

IV. 特殊な正義の必要性

たしかに、「部分はすべて全体へと、不完全なものが完全なものに対するように秩序づけられている」から、「部分はすべて、自然本性的な仕方でも、全体のためにある」のであり、「いかなる個別的なペルソナも共同体全体に対して、部分が全体に対するように関連づけられている」。かかる観点から「他者への均等性」を捉える限り、人間を他者に関することがらにおいて、共同善へと直接秩序づける徳が「法的正義」としてより普遍的に位置づけられる。

これに対して、「他者への均等性」を、その「部分」そのものに即して捉えるならば、他者に係わる個別的な善へと直接的な仕方でも秩序づける徳が認められ、それが「特殊な正義」である。じっさい、「特殊な正義は、共同体に対して部分が全体に対するように関連づけられるところの、或る私的なペルソナへと秩序づけられる」¹⁵⁾。

すなわち、部分の全体へと関連づけを前提にしたうえで、個々のペルソナへと、直接的な仕方でも秩序づける正義が、「特殊な正義」として、より個別的な仕方でも捉えられる。また、「他者への均等性」ではなく、自分自身への善へと直接的な仕方でも係わる徳が、「節制」や「剛毅」のような「特殊な徳」である。

このように、正義に関する「一般的」、「特殊な」という区別は、それが直接的に秩序づけるところの善が、共同善であるか、特殊な善であるかに基づいている。しかるに、「いかなる徳の善も、或る人間を自分自身へと秩序づけるとしても、自らを他の何らかの個別的なペルソナへと秩序づけるとしても、それへと正義が秩序づけるところの共同善にまで関連づけられ得る」以上、「特殊な善」は共同善との連関を欠いているわけではない。では、法的正義は、いかなる仕方でも特殊な善に係わるのであろうか。トマスは、先と同じ第二-二部第五八問題第七項の第一異論解答で、次のように言っている。

法的正義は、たしかに十分な仕方でも、人間を他者へと係わることがらにおいて秩序づけるが、しかるに共同善に関する限りでは「直接的に」であるのに対して、一人の個別的なペルソナの善に関する限りにおいては、「間接的に (mediate)」である。そしてそれゆえ、人間を或る個別的なペルソナの善へと直接的な仕方でも秩序づけるところの、何らかの特殊な正義がなければならない¹⁶⁾。

たしかに、「全体の善がそのいかなる部分にとっての目的であるように、共同善は、共同体のうちに存在している個別的な個々のペルソナにとっての目的である」¹⁷⁾。したがって、共同善が個々のペルソナの目的である限り、法的正義は直接的に十分な仕方ですべて「人間を他者へと係わることがらにおいて秩序づける」ことになる。すなわち、法的正義は人間を他者に関することがらにおいて十分に秩序づけるが、その秩序づけは、共同善に関しては「直接的」であるのに対し、個別的なペルソナの善に関しては「間接的」とどまる。

したがって、共同体の部分であるところの、個別的なペルソナに属する善に関して直接的な仕方ですべて秩序づける「特殊的正義」がなければならない。この正義は、人間を他者へと、その個別的なペルソナの善に関して、直接的に十分な仕方ですべて秩序づけることになる。

V. 共同体と正義

では、法的正義にせよ、特殊的正義にせよ、これらは徳全体の中で、どのような位置にあるのであろうか。トマスは、正義について扱っていた『神学大全』第二―二部第五八問題の、最後の第一二項で、「正義はすべての倫理的徳の中で秀でているか」を論じており、その主文で次のように言っている。

もし、我々が「法的正義」について語るならば、共同善が一人のペルソナの個別的な善より秀でている限りにおいて、法的正義自身がすべての倫理的徳の中でより光輝あるものであることは明らかである。(中略) さらにまた、もし「特殊的正義」について語るならば、それは、二通りの理由で他の倫理的徳の中で優っている。その第一は、「基体 (subiectum)」の側からとられ得る。なぜなら、正義は魂のより高貴な部分において、すなわち、意志である、「理性的欲求」において存しているのに対し、他の倫理的徳は「感覚的欲求」のうちに存しており、これに、他の倫理的徳の「対象領域」である「情念 (passio)」が属しているからである。第二の根拠は、「対象」の側からとられる。じっさい、他の徳は、ただ有徳なる者自身の善に即して称賛される。これに対して、正義は、有徳なる者が他者へと良い仕方に関係づけられていることに即して、称賛される。かくして、『倫理学』第五巻で言われているように、正義は何らかの仕方ですべて「他者の善 (bonum alterius)」なのである¹⁸⁾。

共同善が個々の個別的な善より優越的である限り、共同善へと直接的に秩序づける法的正義は、他のすべての倫理的徳に優越する。「何らかの共同体のもとに含まれる者はすべて、全体に対する部分として、その共同体に関係づけられ」、「いかなる徳の善も、或る人間を自分自身へと秩序づけるとしても、自らを他の何らかの個別的なペルソナへと秩序づけるとしても、それへと正義が秩序づけるところの共同善にまで関連づけられ得る」以上、個別的な善に係わる徳よりも、共同善に係わる法的正義の方が秀でており、それゆえ、法的正義は非常に重要な倫理的徳として位置づけられる。その意味で、人間の倫理的完成は、人間の側から考える限り、この正義にかかっている。

これに対し、特殊的正義は、人間を他者の善へと直接的に秩序づける徳であり、意志を基体

としている。正義を通じて、意志は、その固有なはたらきへと適応づけられると言えよう。特殊な正義は、意志を他者へと正しく秩序づけることによって、対他的な行為に係わる徳であり、「情念ではなく、意志のはたらきに関わる」という点においても、他者に対して有徳な者として関係づけられる「他者の善」であるという点においても、倫理的徳の中でより優れた位置にある。

特殊な正義は、共同体の根幹を形成する正義であり、人間を他の人格へと正しく秩序づける正義が、共同体の存続に本来的な仕方では関わっている。特殊な正義によって「他者の善」は直接的な仕方では秩序づけられ、守られる。人間は「共同体の存在」であり、部分が全体に対するように、共同体へと関係づけられている。

結び 正義における美の秩序

我々は常に他者との現実的な係わりの中で生きている。他者との関係は、個人の問題であると同時に共同体の問題である。そして、他者とは正義の対象であり、愛の対象である。他者との関係なしに、「愛」も「正義」も、本来語ることはできない。

したがって、「法的正義」に関する考察は、必然的な仕方では、「特殊な正義」へと展開される。すなわち、「共同善が一人のペルソナの個別的な善より秀でている限りにおいて、法的正義自身がすべての倫理的徳の中でより光輝あるものである」ことを前提とした上で、「他者の善」を具現化するところの「特殊な正義」が、共同体そのものの存立に係わる仕方では、「正義の諸部分」としてより具体的な仕方では検討されることになる。それゆえ、共同体は、かかる「正義の諸部分」に即して、現実的な仕方では展開されるわけである。

さて、「共同善が一人のペルソナの個別的な善より秀でている限りにおいて、法的正義自身がすべての倫理的徳の中でより光輝あるものである」。したがって、ここに、美の第三の要素である「明るさ」を認めることができよう。正義は、共同体において共同善へと秩序づける徳である。人間は、生まれながらにして共同体的、社会的な存在であるから、正義は人間にとって、或る意味で最も重要な徳に他ならない。

正義における美の構造に関しては、今回の研究をもとに、今後探求していかなければならない。それはおそらく、「正義」から「愛」への可能性において、より深く見出されることになるであろう。

正義における美の秩序とは、何よりも、「ペルソナにおける秩序」として位置づけられる。正義は、部分と全体との関係にあるところの、ペルソナと共同体を、相互に秩序づける徳である。そして、かかる秩序こそ、「美の秩序」として認められるであろう。正義の美的可能性は、共同善への秩序づけに基づいているのである。

略号

- S. T. Thomas Aquinas, *Summa Theologiae*, ed. Paulinae, Torino, 1988.
- 佐々木亘・恵子2001 佐々木亘・恵子「美への対比性——トマス・アクィナスにおける美と“imago”に関する一考察」, 『鹿児島純心女子短期大学研究紀要』第31号, pp.17-35.
- 2003 佐々木亘・恵子「“imago”の表出性と美——トマス・アクィナスにおける美の認識に関する一考察」, 『鹿児島純心女子短期大学研究紀要』第33号, pp.1-7.
- 2005 佐々木亘・恵子「美としての超越性—トマス・アクィナスにおける“imago”の超越性について—」, 『鹿児島純心女子短期大学研究紀要』第35号, pp.11-19.
- 佐々木亘2005 佐々木亘『トマス・アクィナスの人間論—個としての人間の超越性—」, 知泉書館.

註

- (1) S. T. I, q.39,a.8.c. Species autem, sive pulchritudo, habet similitudinem cum propriis Filiis. Nam ad pulchritudinem tria requiruntur. Primo quidem integritas sive perfectio: quae enim diminuta sunt, hoc ipso turpia sunt. Et debita proportio sive consonantia. Et iterum claritas: unde quae habent colorem nitidum, pulchra esse dicuntur. 佐々木亘・恵子 2001, p.19 ; 佐々木亘・恵子 2003, p.2参照。
- (2) S. T. I, q.66, a.1, c. Deerat autem terrae duplex pulchritudo.....Alio vero, quam habet ex hoc quod est ornata herbis et plantis.
- (3) S. T. I, q.91, a.3, c. Sicut artifex qui facit serram ad secandum, facit eam ex ferro, ut sit idonea ad secandum; nec curat eam facere ex vitro, quae est pulchrior materia, quia talis pulchritudo esset impedimentum finis.
- (4) S. T. II-II, q.145, a.2, c. Et similiter pulchritudo supiritalis in hoc consistit quod conservatio hominis, sive actio eius, sit bene proportionata secundum spiritualem rationis claritatem. Hoc autem pertinet ad rationem honesti, quod diximus idem esse virtuti, quod secundum rationem moderatur omnes res humanas. Et ideo honestum est idem spirituali decori.
- (5) 佐々木亘・恵子 2005, p.12参照。
- (6) S. T. II-II, q.141, a.2, ad 3. quamvis pulchritudo conveniat cuilibet virtuti, excellenter tamen attribuitur temperantiae.
- (7) S. T. II-II, q.180, a.2, ad 3. In virtutibus autem moralibus invenitur pulchritudo participative, inquantum scilicet participant ordinem rationis: et praecipue in temperantia, quae reprimat concupiscentias maxime lumen rationis obscurantes.

- (8) *S. T. II-II, q.58, a.10, c. Sed materia iustitiae est exterior operatio secundum quod ipsa, vel res cuius est usus, debitam proportionem habet ad aliam personam. Et ideo medium iustitiae consistit in quadam proportionis aequalitate rei exterioris ad personam exteriorem. Aequale autem est realiter medium inter maius et minus, ut dicitur in X *Metaphys.* Unde iustitia habet medium rei.*
- (9) この研究は、拙著『トマス・アクィナスの人間論－個としての人間の超越性－』に続く、トマスの共同体論に関する研究の一部である。佐々木亘は、現在、平成16年度から科学研究費補助金（基盤研究C）の交付を受けて、「共同体と共同善－トマス・アクィナスの共同体論研究－」という、新たな博士論文を作成している。本稿は、主にこの論文の第四部での議論をもとに、「美」と「正義」の関係を探ろうとする試みである。
- (10) *S. T. II-II, q.57, a.1, c. iustitiae proprium est inter alias virtutes ut ordinet hominem in his quae sunt ad alterum, ut ipsum nomen demonstrat: dicitur enim vulgariter ea quae adaequantur iustari. Aequalitas autem ad alterum est. Aliae autem virtutes perficiunt hominem solum in his quae ei conveniunt secundum seipsum. Sic igitur illud quod est rectum in operibus aliarum virtutum, ad quod tendit intentio virtutis quasi in proprium obiectum, non accipitur nisi per comparisonem ad agentem. Rectum vero quod est in opere iustitiae, etiam praeter comparisonem ad agentem, constituitur per comparisonem ad alium..... Et propter hoc specialiter iustitiae prae aliis virtutibus determinatur secundum se obiectum, quod vocatur iustum. Et hoc quidem est ius. Unde manifestum est quod ius est obiectum iustitiae.*
- (11) *S. T. I-II, q.54, a.3, c. habitus specie distinguuntur non solum secundum obiecta et principia activa, sed etiam in ordine ad naturam. Quod quidem contingit dupliciter. Uno modo, secundum convenientiam ad naturam, vel etiam secundum inconvenientiam ab ipsa. Et hoc modo distinguuntur specie habitus bonus et malus; nam habitus bonus dicitur qui disponit ad actum convenientem naturae agentis; habitus autem malus dicitur qui disponit ad actum non convenientem naturae. Sicut actus virtutum naturae humanae conveniunt, eo quod sunt secundum rationem: actus vero vitiorum, cum sint contra rationem, a natura humana discordant. Et sic manifestum est quod secundum differentiam boni et mali, habitus specie distinguuntur.*
- (12) 佐々木亘 2005, pp.126-134参照。
- (13) *S. T. II-II, q.58, a.5, c. Manifestum est autem quod omnes qui sub communitate aliqua continentur comparantur ad communitatem sicut partes ad totum. Pars autem id quod est totius est: unde et quolibet bonum partis est ordinabile in bonum totius. Secundum hoc igitur bonum cuiuslibet virtutis, sive ordinantis aliquam hominem ad seipsum sive ordinantis ipsum ad aliquas alias personas singulares, est refecibile ad bonum commune, ad quod ordinat iustitia. Et secundum hoc actus omnium virtutum possunt ad iustitiam pertinere, secundum quod ordinat hominem ad bonum commune. Et quantum ad hoc iustitia dicitur virtus generalis. Et quia ad legem pertinet ordinare in bonum commune,*

ut supra habitum est (I-II, q.90, a.2), inde est quod talis iustitia, praedicto modo generalis, dicitur iustitia legalis: quia scilicet per eam homo concordat legi ordinanti actus omnium virtutum in bonum commune.

- (14) *S. T.* II-II, q.58, a.7, c. iustitia legalis non est essentialiter omnis virtus, sed oportet praeter iustitiam legalem, quae ordinat hominem immediate ad bonum commune, esse alias virtutes quae immediate ordinant hominem circa particularia bona. Quae quidem possunt esse vel ad seipsum, vel ad alteram singularem personam. Sicut ergo praeter iustitiam legalem oportet esse aliquas virtutes particulares quae ordinant hominem in seipso, puta temperantiam et fortitudinem; ita etiam praeter iustitiam legalem oportet esse particularem quandam iustitiam, quae ordinet hominem circa ea quae sunt ad alteram singularem personam.
- (15) *S. T.* II-II, q.61, a.1, c. iustitia particularis ordinatur ad aliquam privatam personam, quae comparatur ad communitatem sicut pars ad totum.
- (16) *S. T.* II-II, q.58, a.7, ad 1. Iustitia legalis sufficienter quidem ordinat hominem in his quae sunt ad alterum, quantum ad commune quidem bonum, immediate; quantum autem ad bonum unius singularis personae, mediate. Et ideo oportet esse aliquam particularem iustitiam, quae immediate ordinet hominem ad bonum alterius singularis personae.
- (17) *S. T.* II-II, q.58, a.9, ad 3. bonum commune est finis singularum personarum in communitate existentium, sicut bonum totius finis est cuiuslibet partium.
- (18) *S. T.* II-II, q.58, a.12, c. si loquamur de iustitia legali, manifestum est quod ipsa est praeclarior inter omnes virtutes morales: in quantum bonum commune praeeminet bono singulari unius personae. Et secundum hoc Philosophus, in *V Ethic.*, dicit quod praeclarissima virtutum videtur esse iustitia, et neque est Hesperus neque Lucifer ita admirabilis. Sed etiam si loquamur de iustitia particulari, praecellit inter alias virtutes morales, duplici ratione. Quarum prima potest sumi ex parte subiecti: quia scilicet est in nobiliori parte animae, idest in appetitu rationali, scilicet voluntate; aliis virtutibus moralibus existentibus in appetitu sensitivo, ad quem pertinent passiones, quae sunt materia aliarum virtutum moralium. – Secunda ratio sumitur ex parte obiecti. Nam aliae virtutes laudantur solum secundum bonum ipsius virtuosus. Iustitia autem laudatur secundum quod virtuosus ad alium bene se habet: et sic iustitia quodammodo est bonum alterius, ut dicitur in *V Ethic.*

本論文は、平成19年度科学研究費補助金（基盤研究C）による、研究成果の一部である。

